

令和6年 第8回 福岡市選挙管理委員会

4月22日（月） 午前10時30分

議 題

1 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ④ 東区・博多区・中央区・南区選挙管理委員の改選日程等について

2 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和6年5月7日（火） 午前10時30分
- ・令和6年5月20日（月） 午前10時30分
- ・令和6年6月5日（水） 午前10時30分

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

3月6日～4月22日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	971	412	559	0
博多区	992	272	720	0
中央区	666	213	453	0
南 区	799	352	447	0
城南区	308	173	135	0
早良区	530	280	250	0
西 区	582	322	260	0
福岡市計	4, 848	2, 024	2, 824	0

参考（3月6日～4月22日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	4月22日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1, 308, 579	4, 848	1, 303, 731

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月6日～4月22日区委員会議決分

区分	前回登録者数	前回以降の新規登録者数	前回以降の登録移転者数	前回以降の抹消者数	今回登録者数
東 区	129	1	0	0	130
博 多 区	100	0	0	2	98
中 央 区	147	0	0	2	145
南 区	145	0	0	3	142
城 南 区	78	0	0	0	78
早 良 区	114	0	0	1	113
西 区	77	0	0	0	77
福岡市計	790	1	0	8	783

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 1人（全交付数 94人）

(2) 後援団体用 0団体（全交付数 92団体）

2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人（全交付数 0人）

(2) 後援団体用 0団体（全交付数 0団体）

報告事項 4

東区・博多区・中央区・南区選挙管理委員及び補充員の改選日程等について

令和6年10月4日任期（4年）満了に伴う、東区・博多区・中央区・南区の選挙管理委員及び補充員の選挙（改選）について、次の日程等で実施される予定である。

記

1 議会への選挙依頼（通知）

4～5月 任期満了に伴う選挙が必要である旨の関係区選挙管理委員会委員長からの通知を、市選挙管理委員会で取りまとめて、市議会議長及び市長に提出（地方自治法第182条第8項）

※ 選挙が実施される議会の1つ前の議会（今回は6月議会）の開催前に通知することを慣例としている。

2 選挙（改選）の実施

9月議会 任期満了を迎える関係区選挙管理委員会の委員及び同数の補充員の選挙が市議会において実施（地方自治法第182条第1項、第2項）

※1 区選挙管理委員会の委員及び補充員は、これまで推薦会派からの指名推選の方法により選挙されている。

※2 区選挙管理委員の補充員については、委員と同一推薦会派から補充員が指名推選（選挙）され、委員の欠員が生じた場合の補欠は、同一会派から推薦された補充員をもって充てるよう議会で申し合わせがなされている。

（市選挙管理委員会の補充員の場合は、補充の順位は選挙で定めている。）

※3 委員、補充員とも、それぞれの中の2人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者であってはならない。（地方自治法第182条第5項）

3 参考

現在の委員名簿は、「別紙」のとおり。

(関係条文)

○地方自治法

第 182 条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に
関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれ
を選挙する。

- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定す
る者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべて
なくなつたときも、また、同様とする。
- 3 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。
- 4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。
- 5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団
体に属する者となることとなつてはならない。
- 6 第 1 項又は第 2 項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第 3 項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 7 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。
- 8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員
長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければなら
ない。

○地方自治法施行令

第 174 条の 45 区の選挙管理委員及び補充員は、当該区の区域内において選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならない。

別紙

東区選挙管理委員及び補充員名簿

(任期：令和2年10月5日～令和6年10月4日)

職名等	氏名	所属党派
委員長	渡辺 裕江	公明党
委員長職務代理者	森 勝利	無所属
委員	山内 浩暢	無所属
委員	野村 勇	社民党
補充員	花田 博之	無所属
補充員	永田 智士	無所属
補充員	木村 陽子	公明党
補充員	八尋 明	社民党

博多区選挙管理委員及び補充員名簿

(任期：令和2年10月5日～令和6年10月4日)

職名等	氏名	所属党派
委員長	石田 正明	公明党
委員長職務代理者	嶋田 高幸	無所属
委員	小出 剛史	無所属
委員	橋元 浩司	無所属
補充員	伊藤 忠	無所属
補充員	市木 潔	公明党
補充員	納戸 順平	無所属
補充員	谷 諭	無所属

中央区選挙管理委員及び補充員名簿

(任期：令和2年10月5日～令和6年10月4日)

職名等	氏名	所属党派
委員長	妹尾俊見	自民党
委員長職務代理者	石橋敏幸	無所属
委員	大古場 隆文	無所属
委員	小林榮治	共産党
補充員	奥村芳幸	自民党
補充員	松原光生	共産党
補充員	安村嘉能	無所属

※補充員1名は既に補欠されているため、現時点の補充員は3名

南区選挙管理委員及び補充員名簿

(任期：令和2年10月5日～令和6年10月4日)

職名等	氏名	所属党派
委員長	光安力	自民党
委員長職務代理者	小宮文子	無所属
委員	土屋和子	公明党
委員	高向洋子	共産党
補充員	岩井留美子	無所属
補充員	野尻旦美	無所属
補充員	山中勉	共産党

※補充員1名は既に補欠されているため、現時点の補充員は3名